

利根町パブリックコメント手続実施要綱(新旧対照表)

現行	改正案
<p><u>(目的)</u></p> <p>第1条 この要綱は、<u>パブリックコメント手続に関して必要な事項を定めることにより、町の政策等の意思決定過程における町民参加の機会の拡大並びに公正の確保及び透明性の向上を図り、もって町民との協働による町政の推進に資することを目的とする。</u></p> <p>(定義)</p> <p>第2条 この要綱において、次の各号に掲げる用語の意義は、それぞれ当該各号に定めるところによる。</p> <p>(1) パブリックコメント手続 町の政策等の意思決定過程において、その案の趣旨、内容等を広く公表し、町民等から意見及び情報（以下「意見等」という。）を求め、提出された意見等を考慮して意思決定を行う一連の手続をいう。</p> <p>(2) 実施機関 町長、教育委員会、選挙管理委員会、監査委員及び農業委員会をいう。</p> <p>(3) 町民等 次のいずれかに該当するものをいう。</p> <p>ア 町内に住所を有する者</p> <p>イ 町内に事務所又は事業所を有する個人及び法人その他の団体の者</p>	<p><u>(趣旨)</u></p> <p>第1条 この要綱は、<u>利根町みんなのまち基本条例（令和4年利根町条例第18号）第18条の規定に基づき、町の政策等の意思決定過程における町民参加の機会の拡大並びに公正の確保及び透明性の向上を図り、町民との協働による町政の推進に資するため、パブリックコメント手続に関し必要な事項を定める。</u></p> <p>(定義)</p> <p>第2条 この要綱において、次の各号に掲げる用語の意義は、それぞれ当該各号に定めるところによる。</p> <p>(1) パブリックコメント手続 町の政策等の意思決定過程において、その案の趣旨、内容等を広く公表し、町民等から意見及び情報（以下「意見等」という。）を求め、提出された意見等を考慮して意思決定を行う一連の手続をいう。</p> <p>(2) 実施機関 町長、教育委員会、選挙管理委員会、監査委員及び農業委員会をいう。</p> <p>(3) 町民等 次のいずれかに該当するものをいう。</p> <p>ア 町内に住所を有する者</p> <p>イ 町内に事務所又は事業所を有する個人及び法人その他の団体の者</p>

ウ 町内に所在する事務所又は事業所に勤務する者

エ 町内に所在する学校に在学する者

オ 町に対して納税義務を有する者

カ 前各号に掲げるもののほか、パブリックコメント手続に係る事業に利害関係を有する者

(対象)

第3条 パブリックコメント手続の対象となる政策等は、次の各号に掲げるものとする。

- (1) 町の全体(町政全般)又は個別分野における基本的な施策に関する計画、指針等の策定又は改定
- (2) 町の基本的な施策に関する方針等を定める条例の制定又は改廃
- (3) 広く町民の公共の用に供される施設の整備に係る基本的な計画の策定又は変更
- (4) 町民等に義務を課し、又は権利を制限することを内容とする条例(町税及び保険料の賦課徴収並びに分担金、使用料及び手数料の徴収に関するものを除く。)の制定又は改廃
- (5) 町の基本的な方向を定める憲章、宣言等の制定又は改廃
- (6) 前各号に掲げるもののほか、実施機関が特に必要と認めるもの

ウ 町内に所在する事務所又は事業所に勤務する者

エ 町内に所在する学校に在学する者

オ 前各号に掲げるもののほか、次条に規定するパブリックコメント手続に係る政策等に利害関係を有する者

(対象)

第3条 パブリックコメント手続の対象となる政策等は、次の各号に掲げるものとする。

- (1) 町の全体(町政全般)又は個別分野における基本的な施策に関する計画、指針等の策定又は改定
- (2) 町の基本的な施策に関する方針等を定める条例の制定又は改廃
- (3) 広く町民の公共の用に供される施設の整備に係る基本的な計画の策定又は変更
- (4) 町民等に義務を課し、又は権利を制限することを内容とする条例(町税及び保険料の賦課徴収並びに分担金、使用料及び手数料の徴収に関するものを除く。)の制定又は改廃
- (5) 町の基本的な方向を定める憲章、宣言等の制定又は改廃
- (6) 前各号に掲げるもののほか、実施機関が特に必要と認めるもの

<p>(対象の適用除外)</p> <p>第4条 (略)</p> <p>(公表の方法)</p> <p>第5条 実施機関は、第3条に規定する政策等を策定しようとするときは、当該政策等の策定の意思決定前に、当該政策等の案を公表するものとする。</p> <p>2 前項の規定による公表は、利根町役場（情報公開コーナー）その他実施機関が指定する場所での閲覧及び町のホームページにより行うものとする。ただし、政策等の案又は参考資料が著しく大量である場合には、当該内容の全体を入手する方法等を明示したうえで、当該内容の一部を省略し、公表することができる。</p> <p>3 第1項の規定により政策等の案を公表するときは、次に掲げる事項を併せて公表するものとする。</p> <p>(1) 政策等の案を作成した趣旨、目的及び背景</p> <p>(2) 町民等が政策等の案の内容を理解するために必要な資料</p> <p>(3) 政策等の案の公表方法</p> <p>(4) 政策等の案に対する意見の提出期間及び提出方法</p> <p>(5) 前各号に掲げるもののほか、実施機関が必要と認める事項</p> <p>(公表の周知)</p> <p>第6条 (略)</p>	<p>(対象の適用除外)</p> <p>第4条 (略)</p> <p>(公表の方法)</p> <p>第5条 実施機関は、第3条に規定する政策等を策定しようとするときは、当該政策等の策定の意思決定前に、当該政策等の案を公表するものとする。</p> <p>2 前項の規定による公表は、利根町役場（情報公開コーナー）その他実施機関が指定する場所での閲覧及び町のホームページにより行うものとする。ただし、政策等の案又は参考資料が著しく大量である場合には、当該内容の全体を入手する方法等を明示したうえで、当該内容の一部を省略し、公表することができる。</p> <p>3 第1項の規定により政策等の案を公表するときは、次に掲げる事項を併せて公表するものとする。</p> <p>(1) 政策等の案を作成した趣旨、目的及び背景</p> <p>(2) 町民等が政策等の案の内容を理解するために必要な資料</p> <p>(3) 政策等の案の公表方法</p> <p>(4) 政策等の案に対する意見の提出期間及び提出方法</p> <p>(5) 前各号に掲げるもののほか、実施機関が必要と認める事項</p> <p>(公表の周知)</p> <p>第6条 (略)</p>
--	--

<p>(意見等の提出期間等) 第7条 (略)</p> <p>(提出された意見等の取扱い) 第8条 (略)</p> <p>(実施状況の公表) 第9条 (略)</p> <p>(補則) 第10条 (略)</p> <p><u>附 則</u> <u>(施行期日)</u> 1 この告示は、平成29年4月1日から施行する。</p> <p><u>(経過措置)</u> 2 この告示は、<u>施行の日以後に意思決定を行う施策等について適用する。ただし、施行の際、現に意思決定過程にある政策等で、町民等に意見等を求める手続を経たもの又は早急に意思決定を行う必要があるものについては、適用しない。</u></p>	<p>(意見等の提出期間等) 第7条 (略)</p> <p>(提出された意見等の取扱い) 第8条 (略)</p> <p>(実施状況の公表) 第9条 (略)</p> <p>(補則) 第10条 (略)</p> <p><u>附 則</u> <u>この告示は、告示の日から施行する。</u></p>
--	---